

領事業務事務補助員（委嘱員）の募集について

令和 8 年 7 月 16 日
在シアトル日本国総領事館

在シアトル日本国総領事館では、領事業務事務補助員（委嘱員）を 2 名募集しています。
応募資格等は以下のとおりです。

1. 応募資格

- （１）年齢：米国での就労年齢に達している方
- （２）資格：米国で就労可能な査証を持っている日本国籍保持者
- （３）技能：英語及び日本語での執務遂行に十分な語学力を有する方

2. 主な委嘱業務内容

領事業務に関わる事務全般の補助

3. 委嘱期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間の 50 日間（勤務日は別途指定。土日などの当館休館日は非勤務日。）

4. 勤務時間

一日 7 時間（9:00-12:00、13:00-17:00）

5. 委嘱料（税込み。交通費等の諸手当の支給はありません。）

時間単価 23 ドル×7 時間×50 日＝8,050 ドル

6. 応募方法

- （１）日本語による履歴書を郵送（書留）か電子メールにて下記の宛先までお送りください（7 月 31 日（金）必着）。履歴書には、志望動機及び査証の種類を記載してください。
- （２）書類選考後、候補者との面接を実施することがあります。
- （３）お問い合わせは、電子メール（consul@se.mofa.go.jp）でお願いします。

宛先：在シアトル日本国総領事館 領事班「領事業務事務補助員募集」係

郵送先：701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

Consulate-General of Japan in Seattle「領事業務事務補助員募集」係

電子メール送付先：consul@se.mofa.go.jp

（了）